秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則

（平成28年３月18日
秋田市規則第22号）

（趣旨）

第１条　この規則は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第13条の規定に基づき、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第３条　審査会は、会長が招集する。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

（庶務）

第４条　審査会の庶務は、総務部文書法制課において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（秋田市情報公開審査会規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 秋田市情報公開審査会規則（平成10年秋田市規則第24号）

(2) 秋田市個人情報保護審査会規則（平成17年秋田市規則第８号）

（審査会の招集）

３　この規則の施行後最初に開催される審査会の招集は、第３条第１項の規定にかかわらず、市長が行う。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。